



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第41条～第50条 (現行どおり)</p>

3. 日程

取締役会決議 平成22年4月15日

株主総会開催日 平成22年5月26日

以 上